士別市社会福祉協議会役員及び評議員並びに、評議員選任・解任委員会委員の報酬支給規程

（目的）

第１条　この規程は、士別市社会福祉協議会役員及び評議員並びに、評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」という。）の報酬の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬範囲及び報酬年額）

第２条　定款第１８条に規定する役員及び、定款第６条に規定する評議員、並びに定款第７条第２項に規定する委員の報酬は以下のとおりとする。

（１）会長の報酬を年額　１２０，０００　円とする。ただし、その額を月割等により支給することができる。会長に就任し、又は、退任したときの報酬は、月割り計算によって支給する。

（２）会長以外の役員の報酬は、これを支弁しない。ただし、別に定める規程により費用を弁償することができる。

（３）評議員の報酬は、定款第10条のとおりとする。

（４）評議員選任・解任委員会委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、別に定める規程により費用を弁償することができる。

附　則

この規程は、平成１７年　９月　１日から施行する。

この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２８年１２月１９日から施行する。

この規程は、平成２９年　５月３１日から施行する。

この規程は、令和　７年　４月　１日から施行する。